



Q070. 障害児通所系サービスって？



A. 児童福祉法が根拠となる通所系のサービスだよ。

18歳未満の子どものためのサービスだよ。
たくさんのサービスがあるんだ。

児童発達支援

未就学で障がいのある児童に対して、日常生活における基本的動作指導、コミュニケーションや集団生活への適応のための訓練を行っているよ。

「児童発達支援」と「児童発達支援センター」とがあるよ。

医療型児童発達支援

未就学で上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対して、日常生活における基本的動作指導、コミュニケーションや集団生活への適応のための訓練や治療を行うよ。

居宅訪問型児童発達支援

平成30年度に新設されたよ。

重度の障がいがあり、外出が著しく困難な児童に対して、自宅を訪問して日常動作の指導などの訓練を行うんだ。

放課後等デイサービス

就学年齢の障がいのある児童に対して、学校の放課後や長期休暇のときに、訓練や社会との交流促進等を提供することで、自立を促進させ、放課後等の居場所づくりを行うよ。

「放課後等デイサービス」と「重症心身障害児型放課後等デイサービス」のふたつがあるよ。

保育所等訪問支援

保育所等に通う障がいのある子どもに対して、保育所等を訪問して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うんだ。

《[自己評価表ってなに？](#)》

《[受給者証ってなに？](#)》

放課後等デイサービス支援事業
Support Project of
Day-service for After-school
At Kyoto

2022-01-11 掲載